

介護予防・日常生活支援総合事業に参画

本会船橋鎌ヶ谷支部の 10 施術所が標記の事業を、「柔道整復師型教室モデル事業」として船橋市と業務委託を締結し平成 28 年 7 月より活動を開始いたしました。

この事業は居宅支援被保険者または、介護予防・日常生活支援サービス事業対象者に対し、柔道整復師等専門職が運動器の機能向上プログラム、及び ADL や IADL の動作練習等のプログラムの短期集中予防サービス通所型事業を行うことにより、居宅要支援被保険者等が要介護状態となることの予防または要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止を図り、地域における自立した日常生活につなげる支援を実施することを目的とします。

また、サービス終了時には、引き続き活動や参加が維持されるよう、地域の活動の場等への参加に結びつくように配慮し、ケアマネージャー等に連携を図るものとします。

本事業の期間は当面平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとし、1 週間に 1 回の間隔で 12 回を 1 クールとし、2 クールの契約を締結しました。

広報員 渡辺 勇